

議案第12号

和光市介護保険条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市介護保険条例の一部を改正する条例

和光市介護保険条例（平成12年条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(保険料率)	(保険料率)
第7条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u>	第7条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u>
(1) <u>令第39条第1項第1号に掲げる者</u> <u>33,160円</u>	(1) <u>令第39条第1項第1号に掲げる者</u> <u>32,730円</u>
(2) <u>令第39条第1項第2号に掲げる者</u> <u>49,390円</u>	(2) <u>令第39条第1項第2号に掲げる者</u> <u>49,090円</u>
(3) <u>令第39条第1項第3号に掲げる者</u> <u>49,740円</u>	(3) <u>令第39条第1項第3号に掲げる者</u> <u>49,090円</u>
(4) <u>令第39条第1項第4号に掲げる者</u> <u>63,500円</u>	(4) <u>令第39条第1項第4号に掲げる者</u> <u>58,910円</u>
(5) <u>令第39条第1項第5号に掲げる者</u> <u>70,560円</u>	(5) <u>令第39条第1項第5号に掲げる者</u> <u>65,460円</u>
(6) 次のいずれかに該当する者 <u>88,200円</u> ア・イ（略）	(6) 次のいずれかに該当する者 <u>81,820円</u> ア・イ（略）
(7) 次のいずれかに該当する者 <u>98,780円</u> ア・イ（略）	(7) 次のいずれかに該当する者 <u>91,640円</u> ア・イ（略）
(8) 次のいずれかに該当する者 <u>116,420円</u> ア・イ（略）	(8) 次のいずれかに該当する者 <u>108,000円</u> ア・イ（略）
(9) 次のいずれかに該当する者 <u>134,060円</u> ア・イ（略）	(9) 次のいずれかに該当する者 <u>124,370円</u> ア・イ（略）
(10) 次のいずれかに該当する者 <u>151,700円</u> ア・イ（略）	(10) 次のいずれかに該当する者 <u>140,730円</u> ア・イ（略）
(11) 次のいずれかに該当する者 <u>169,340円</u> ア・イ（略）	(11) 次のいずれかに該当する者 <u>157,100円</u> ア・イ（略）
(12) 次のいずれかに該当する者 <u>190,510円</u>	(12) 次のいずれかに該当する者 <u>176,740円</u>

<p>ア・イ（略）</p> <p>(13) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>211,680円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>21,160円</u>とする</u></p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>21,160円</u>」とあるのは、「<u>35,280円</u>」と読み替えるものとする。</u></p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>21,160円</u>」とあるのは、「<u>49,390円</u>」と読み替えるものとする。</u> （賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同イ（1）に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、<u>第5号ロ又は第7条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、若しくは第12号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第5号まで又は第7条第1項第6号から第12号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</u></p> <p>4（略）</p>	<p>ア・イ（略）</p> <p>(13) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>196,380円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>19,630円</u>とする。</u></p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>19,630円</u>」とあるのは、「<u>32,730円</u>」と読み替えるものとする。</u></p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>19,630円</u>」とあるのは、「<u>45,820円</u>」と読み替えるものとする。</u> （賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同イ（1）に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ<u>又は第5号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第5号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</u></p> <p>4（略）</p>
--	--

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の和光市介護保険条例第7条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の保険料については、なお従前の例による。

令和6年2月22日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

介護保険法（平成9年法律第123号）第129条第3項の規定に基づき介護保険料等の改正を行いたいので地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。